

II 今後の林業労働者の育成方向について

①これまでの課題の整理

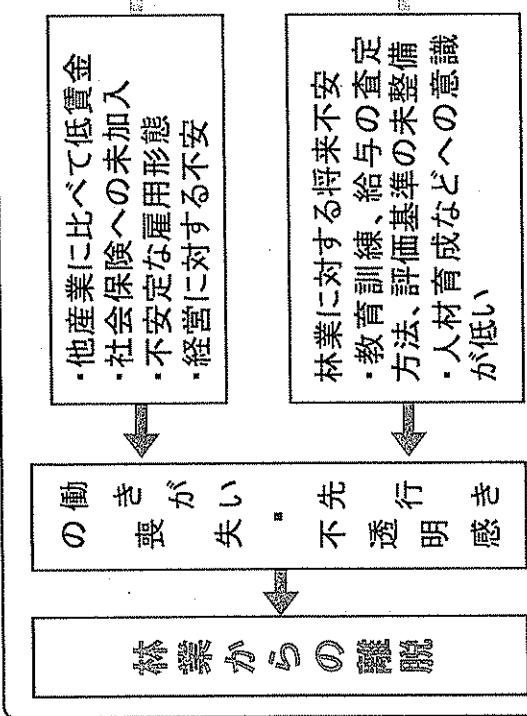
1. 林業労働者の定着に向けて

○ 林業に就業したものの、①他産業に比べ所得が低い、②季節雇用など不安定な雇用形態、③将来の職業生活がイメージできない等の不安を抱えており、このまま対策を講じなければ、離職などにより、今後、必要な技術が蓄積されず、国産材の安定供給や森林整備に支障が生じるおそれがある。

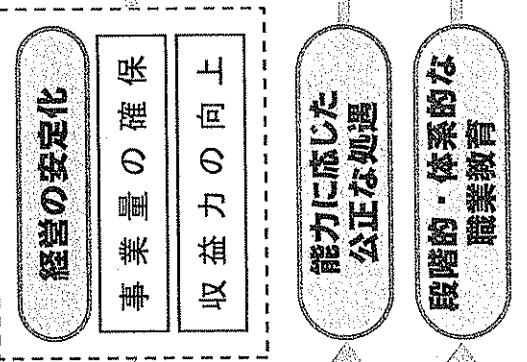
○ このため、事業主自らが、まずは、事業量の確保や収益力の向上など「経営の安定化」に取り組むほか、①これらを現場で実践するたために必要な技術等を労働者に段階的に体系的に習得させることと、②人材育成の方針や労働者の業績・能力評価基準などを内規定等を整備し、能力に応じた公正な処遇に努めることが重要である。

○ しかし、公共事業に依存し、他産業と比較して雇用管理面で立ち後れている林業事業体にとっては、これまで経験のない取組であり、中小零細な事業体では、自力で評価基準等の整備は困難な状況にある。

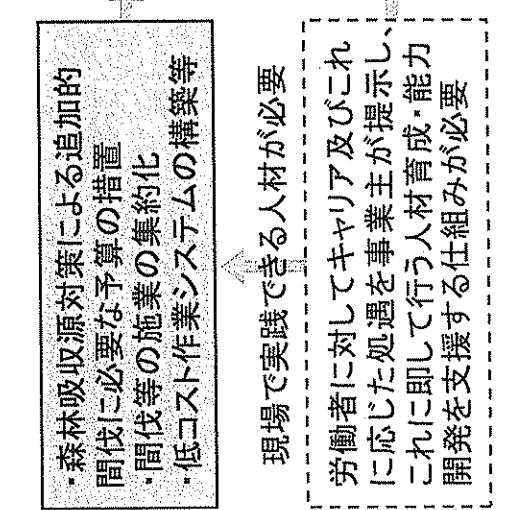
＜現 状＞



＜課 題＞



＜対 策＞



- ・木材生産や森林整備の停滞
- ・林業分野での雇用の減退
- ・低炭素社会の構築が後退

- ・低炭素社会の構築と森林・林業の再生
- ・多様な森林づくり
- ・雇用の受け皿としてへの期待

② 希望する業務内容について

1. 林業労働者の定着に向けて

- 今後、希望する業務内容としては、具体的にイメージできていないと思われる者が4割を占める一方、現在の仕事の段取りや安全作業を基本としながらも、事業体への関与を高めていきたい者も一定程度存在する。ここ数年の間に多くの新規就業者が第一線で活躍することが期待されており、より高度な研修が課題となっている。
- 一方、先進的な林業事業体は、①路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムによる生産性の向上、②森林所有者等に働きかけ、年間1万m³程度の素材生産をするなど安定的な事業方法、評価基準等の才一派化、④教育の充実など、従業員のやる気を積極的に引き出す経営に取り組んでおり、高い能力に応じた所得の確保が図られている事例も見られる。

現在の業務内容と今後希望する業務内容

	現在の業務	今後の希望	
新規採用者を指導	325	14%	403
仕事の段取りや作業手順を指示	825	36%	779
班全体の安全作業を確認	834	36%	705
事業費見積もりに立ち合う	130	6%	222
事業体と単価の交渉	111	5%	181
班員の賃金配分や格付けに関与	121	5%	134
臨時的な労働者を探す	72	3%	96
事業を確保する	205	9%	337
該当なし・未記入	1,014	44%	993
回答者数	2,313		2,313

資料:林野庁業務資料
注:平成19年度に実施したアンケート調査で、複数回答。

先進的な事業体における所得分布等の状況

	A社 (福井県)	B社 (京都府)	C社 (兵庫県)	全産業 (正社員)
300万円未満	3人	19%	4人	44%
300～400万円	3人	20%	3人	44%
400～500万円	4人	27%	9人	56%
500～600万円	4人	27%	1人	6%
600～700万円	3人	20%	1人	11%
700万円以上	1人	7%	16人	11%
計	15人		9人	540万人
				16%
				3,432万人

資料:林野庁業務資料、総務省「就業構造基本調査(平成19年)」
注:先進的な事業体の事例はH20.11月の聞き取りによる。

③ 他産業の事例

1. 林業労働者の定着に向けた

- 平成17年末に労働政策審議会から厚生労働大臣に「今後の職業能力開発施策の在り方にについて」が報告され、これを踏まえ、平成18年7月に第8次職業能力開発基本計画が策定され「職業キャリア形成支援政策」が推進されている。
- 中小企業、建設業及び介護分野においても、基本指針等でキャリア形成支援が盛り込まれている。
- 他産業については業界団体が実施する認定職業訓練を受講させる等により、労働者のキャリア形成を支援している。

他産業におけるキャリア形成支援

法律名	全産業	中小企業	建設業	介護分野
職業能力開発基本計画（第5条） ○ 厚生労働大臣が策定 これまでに7回改訂（H18.7が最新） 新）	職業能力開発促進法 ○ 厚生労働大臣が策定 これまでに3回改訂（H18.9が最新） 新）	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 ○ 厚生労働大臣と経済産業大臣が策定 平成10年に策定してから、これまでに6回改訂（H17.9が最新） までに3回改訂（H18.9が最新） 新）	建設雇用改善計画（法第3条） ○ 厚生労働大臣が策定 昭和51年に策定してから、これまでに3回改訂（H21.8が最新） までに6回改訂（H17.9が最新） ○ 「Ⅲ2 職業能力開発の推進」において、事業主等の行う職業能力開発の促進や熟練技能の維持・継承及び活用について記載 ○ 「Ⅲ3 若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進」において、建設労働者のキャリアルートの建設業人材育成モデルの普及促進等を積極的に進め、この方針の策定や建設事業主の取組を実施する建設事業団体に対する支援について記載 ○ 「第2の7 その他の雇用管理の改善」において、労働者にどうぞ魅力をある職場づくりのため、雇用管理の改善、仕事のやりがいを高める職業生活の将来設計モデルの明確化等の必要性について記載	介護雇用管理改善等計画 ○ 厚生労働大臣が策定 平成12年に策定してから、これまでに3回改訂（H21.8が最新） までに3回改訂（H21.8が最新） ○ 「第4の2 介護労働者の能力の開発及び向上」において、介護に携わる人材の専門性の向上やキャリア形成を支援する観点から、効率的かつ効果的に介護労働者の能力開発や教育訓練機関の機能の充実化により、介護分野における人材需要に応じた能力開発対策を推進する旨を記載

林業労働力の確保の促進に関する
基本方針の変更（要素案）

平成21年10月30日

林野庁

林業労働力の確保の促進に関する基本方針（草案）〈現行方針との対比〉

変更方針（草案）	現行方針
<p>1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項</p> <p>(1) 森林・林業を取り巻く情勢</p> <p>我が国においては、森林が国土の約7割を占めています。世界的に持続可能な森林経営についての関心が高まっている中で、森林・林業の役割に対する国民の期待が高まっています。</p> <p>一方、その資源内容をみると、森林の約4割を占める人工林の大部分が育成段階にあるが、近年、林業経営の収益性が低下し、不在村者の所有する森林が増加する状況の下で、間伐の実施が停滞しているなど、森林の整備が十分に行われていない状況にある。</p> <p>また、木材貿易の先行きが不透明さを増す中、利用可能な国内の森林資源が充実しつつあることから、国産材原木等の安定供給に対する木材産業等の期待は高まっており、林業がこれに的確に対応していくことが急務となっています。</p> <p>一方、森林の約4割を占める人工林については、その健全性を維持する上で適切な時期に適切な施業を実施することが必要である。我が国の人工林の資源状況をみると、その多くがまだ間伐等の施業が必要な育成段階にある一方で、概ね50年生以上の高齢級の森林が急増しつつあり、平成18年度において人工林面積の3.5パーセントを占める高齢級の人工林は、現状のまま推移した場合、その10年後には約6割になると見込まれる。</p> <p>これらの高齢化しつつある人工林は、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、資源としての利用を考慮しつつ、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、針広混交林化・広葉樹林化及び長伐期化など、多様な森林整備を推進するまでの分岐点にある。</p> <p>(2) 事業主の現状と課題</p> <p>造林、保育、伐採等の森林施業の担い手としては、森林組合、素材生産業者等の事業主及び林家があるが、森林施業の大半は事業主に雇用される林業労働者によつて実施されている。</p> <p>これらの事業主は、大部分が小規模・零細で厳しい経営基盤が脆弱であり、事業主の経営の安定化には、事業量の安定的確保が必要であり、そのため、施業の集約化が不可欠となっている。</p> <p>こうした中、森林所有者への施業提案による施業の集約化や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入による生産性の向上に取り組んだり、素材生産業者や森林組合が主体となって供給量を取りまとめ、製材工場や合板工場との協定により原木を直送し流通の効率化を図っている事例も見られ、今後は、こうした取組を強力に推進していく必要がある。</p>	<p>1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項</p> <p>(1) 林業を取り巻く情勢</p> <p>我が国においては、森林が国土の約7割を占めています。世界的に持続可能な森林経営についての関心が高まっている中で、森林・林業の役割に対する国民の期待が高まっています。</p> <p>一方、その資源内容をみると、森林の約4割を占める人工林の大部分が育成段階にあるが、近年、林業経営の収益性が低下し、不在村者の所有する森林が増加する状況の下で、間伐の実施が停滞しているなど、森林の整備が十分に行われていない状況にある。</p> <p>また、木材貿易の先行きが不透明さを増す中、利用可能な国内の森林資源が充実しつつあることから、国産材原木等の安定供給に対する木材産業等の期待は高まっており、林業がこれに的確に対応していくことが急務となっています。</p> <p>一方、森林の約4割を占める人工林については、その健全性を維持する上で適切な時期に適切な施業を実施することが必要である。我が国の人工林の資源状況をみると、その多くがまだ間伐等の施業が必要な育成段階にある一方で、概ね50年生以上の高齢級の森林が急増しつつあり、平成18年度において人工林面積の3.5パーセントを占める高齢級の人工林は、現状のまま推移した場合、その10年後には約6割になると見込まれる。</p> <p>これらの高齢化しつつある人工林は、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、資源としての利用を考慮しつつ、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、針広混交林化・広葉樹林化及び長伐期化など、多様な森林整備を推進するまでの分岐点にある。</p> <p>(2) 事業主の現状</p> <p>造林、保育、伐採等の森林施業の担い手としては、森林組合、素材生産業者等の事業主及び林家があるが、森林施業の大半は事業主に雇用される林業労働者によつて実施されている。</p> <p>これらの事業主は、大部分が小規模・零細であるため経営基盤が脆弱であり、近年の林業生産活動の停滞に伴い安定的な事業量の確保が困難となつていてから、厳しい経営環境におかれている。</p>

また、我が國私有林の現状を踏まえると、境界の明確化や作業路網の整備が必要不可欠であり、これら業務の関連作業も早急に実施していくことが必要となつてゐる。

さらに、山村地域の活性化を図るためにも基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特産物の開発など森林資源を活用した新たなビジネスの創出等により、多様な就業機会の確保に取り組む必要がある。

(3) 林業労働者の雇用管理の現状と課題

林業労働者の雇用管理の現状をみると、林業の作業の季節性及び事業主の経営基盤の脆弱性から、雇用関係が不明確な場合が多く、また、その雇用は必ずしも安定していない。また、社会・労働保険等への加入には、雇用が臨時的、間断的であることなどから適用にならない場合もある。そのため、雇用の安定が必要であり、具体的には、安定的な事業量の確保等により通年雇用を確保するとともに、労働者の福利厚生の観点から事業主が積極的に社会保険への加入促進に取り組むことが重要である。また、林業における労働災害は、減少傾向にあるものの、厳しい地形的条件の下で重量物を取り扱う作業であることから依然として他産業に比較して災害発生率は極めて高い状況にあり、路網の整備による作業現場へのアクセス改善やリスクアセスメントを通じた作業方法等の改善、高性能林業機械の導入促進及び当該機械を用いた安全な作業の実施、安全作業機械及び器具の開発・改良などによる労働災害の減少に向けた取組が重要である。

さらに、労働者に対して積極的に知識、技能及び技術の習得による職業能力の向上を図る機会を与えている事業主は少ない状況であるが、教育訓練の充実は、労働者にとって重要であり、魅力ある職場の重要な要素となつてている。

(4) 林業労働力の動向

我が国の林業労働力については、これまで木材価格の下落等により林業採算性が悪化する中で、また、森林所有者の経営意欲の低下に伴う林業生産活動の停滞や森林資源の成熟化の中で、下刈り等の造林事業量の減少等を反映し、長期的には減少・高齢化が進行してきた。しかしながら、近年、若年就業者の割合は全産業が減少傾向にあるのに比して林業のそれは増加傾向にあり、新たな局面を迎えるつつある。

特に、新規就業者は「緑の雇用」等の実施により増加傾向にあり、今後の活躍が期待されているが、その大半は、他産業からの転職者等で占められており、就業前に十分な職業能力開発を受けていない者が多い。また、就業後も事業主による研修の実施が低位な状況であることに加え、安定的な雇用や所得が十分に確保されない場合もあり、将来の職業生活に対する不安を抱えている者も少なくない。

世界的な景気悪化に伴い雇用情勢が悪化する中、雇用の受け皿としての林業へ

(3) 林業労働者の雇用管理の現状

林業労働者の雇用管理の現状をみると、林業の作業の季節性及び事業主の経営基盤の脆弱性から、雇用関係が不明確な場合が多く、また、その雇用は必ずしも安定していない。また、社会・労働保険等への加入には、雇用が臨時的、間断的であることなどから適用にならない場合もある。また、労働災害の発生状況は、着実に減少しているものの、厳しい地形的条件の下で重量物を取り扱う作業であることから依然として他産業に比較して極めて高い状況にあるなど、雇用管理面での改善の立ち後れがみられる。

(4) 林業労働力の動向

我が国の林業労働力については、山村地域における過疎化及び高齢化の進行に加え、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行している。また、新規高等学校卒業者の林業への就業への新規参入者についてみると、山村の労働力人口の減少・高齢化を反映業者数が低い水準で推移しているほか、山村の労働力人口が確保するところが困難な状況となっている。

今後ともこのような傾向で推移すれば、林業労働力の減少・高齢化が更に進行し、将来、森林の適切な管理を通じた国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の發揮及び木材の安定供給を図っていく上で深刻な影響を及ぼすことが懸念されるることから、早急に事業主の雇用管理の合理化を図ることにより林業労働力の確保を促進し、森林の適正な管理及び林業の健全な発展並びに林業労働者の雇用の安定を促進することが重要である。

の期待が高まっているが、新規就業者をはじめ林業労働者が抱える様々な不安を解消していくかなければ、働きがいの喪失等により林業労働力の減少・高齢化が更に進行し、将来、森林の適切な管理を通じた国土の保全、水資源のかん養等の公共的機能の発揮及び木材の安定供給を図っていく上で深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

林業労働力を確保していくためには、前提として、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善並に、林業労働条件に引き続き努めることが必要であるが、今後は、森林資源の成熟化や国民の求める多様な森づくりを背景に、林業労働者には、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上や「持続可能な森林经营」に関する高度な知識等が求められることから、林業に定着し、これら高度な能力を身につけるのに必要な技術、知識等を習得、蓄積していくことも重要である。林業への定着には、林業労働者が抱える将来的職業生活における不安を取り除き、満足のいく働きがいを持たせる必要があることから、経験等に応じた多様なキャリア形成を支援することが重要である。

また、雇用管理の改善は、事業主の事業の合理化と密接に関連していることから、雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入及びその活用のための林道・作業道の整備等による事業の合理化を一体的かつ総合的に促進することが必要である。さらに、このような雇用管理の改善及び事業の合理化の一体的かつ総合的な推進に当たっては、都道府県知事が地域の実情に応じて指定する林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）を中心として、林業関係者の総意を結集し得る支援体制を整備するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化を推進する意欲及び能力を備え、体制が整備された事業主を都道府県知事が認定し、効果的に支援措置を実施することが必要である。

なお、都道府県知事が事業主を認定するに当たっては、森林施業を主体として経営の多角化を図ることにより雇用管理の改善及び事業の合理化を図ろうとする事業主のほか新たに林業に参入するため林業労働者を雇用する事業主についても対象となるなど、彈力的に対応することが必要である。

3 事業主が一体的にを行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
事業主が一体的に林業に就業しようとする者の就業の円滑化及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置の実施に当たっては、都道府県知事の認定を受けた事業主を中心とした事業の運営を通じて、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に促進することが必要である。とりわけ、機械化等による事業の合理化は、経営規模の脆弱な事業主個々の取組には限界があること、また、雇用管理の改善は複数の事業主で行うことのが効果的な場合も多いことから、個々の事業主による共同化、複数の事業主に加え、複数の事業主の取組に

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

近年、自然志向や職業についての価値観の多様化から林業への関心の高まりがみられるところであり、これを林業労働力の確保に結びつけていくためには、前提として、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善に努めることが必要である。

また、雇用管理の改善は、事業主の事業の合理化と密接に関連していることから、雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入及びその活用のための林道・作業道の整備等による事業の合理化を一体的かつ総合的に促進することが必要である。さらに、このような雇用管理の改善及び事業の合理化の一体的かつ総合的な推進に当たっては、都道府県知事が地域の実情に応じて指定する林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）を中心として、林業関係者の総意を結集し得る支援体制を整備するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化を推進する意欲及び能力を備え、体制が整備された事業主を都道府県知事が認定し、効果的に支援措置を実施することが必要である。

なお、都道府県知事が事業主を認定するに当たっては、森林施業を主体として経営の多角化を図ることにより雇用管理の改善及び事業の合理化を図ろうとする事業主についても対象となるなど、彈力的に対応することが必要である。

3 事業主が一体的に林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項
事業主が一体的に林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置の実施に当たっては、都道府県知事の認定を受けた事業主を中心とした事業の運営を通じて、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に促進することが必要である。とりわけ、機械化等による事業の合理化は、経営規模の脆弱な事業主個々の取組には限界があること、また、雇用管理の改善は複数の事業主で行うことのが効果的な場合も多いことから、個々の事業主による共同化、複数の事業主に加え、複数の事業主の取組に

に取り組むことが必要である。

また、機械化等による事業の合理化は、経営規模の脆弱な事業主個々の取組には限界があること、また、雇用管理の改善は複数の事業主で行うこと方が効果的な場合も多いことから、個々の事業主の取組に加え、複数の事業主による共同化、協業化等への取組を支援していくことが必要である。

(1) 事業主が一体的にを行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置
ア 雇用管理の改善を促進するための措置

(ア) 雇用管理体制の充実

事業所における雇用管理体制の確立を図るために、常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発を促進するとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図るための研修の受講を促進する。

(イ) 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るために、雇入れの主体を明確にすることが必要であり、このため、雇入時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した履入通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する。

また、形式上は譲負のような形をとついても、実態においては事業発注者との間に使用従属関係が認められる場合には、「労働者」となることについて普及啓発を促進する。

(ロ) 雇用の安定化

雇用の安定化を図るために、林業労働者の常用化・月給化を進めることが基本であるが、それには、常用化・月給化を図ることができる事業量の安定的確保が重要となる。このため、事業量の安定的確保とあいまって常用化・月給化に努めるよう普及啓発を促進する。

(エ) 労働条件の改善

若年者のニーズに対応するとともに、林業労働を魅力あるものとするため、労働時間の短縮を促進する。

また、常用化に併せて社会・労働保険への加入促進が図られるよう制度の普及啓発を促進する。

(オ) 募集・採用の改善

求人に当たっては、的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、求職者へのアピール度を高めるため、支援センターによる委託募集の活用及び合同求人説明会への参加を促進する。なお、必要な労働者の確保を達成するためには、効果的な募集活動と他の雇用管理の改善を併せて行うことが重要である。

(カ) 教育訓練の充実

業化等への取組を支援していくことが必要である。

(1) 事業主が一体的にを行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置
ア 雇用管理の改善を促進するための措置

(ア) 雇用管理体制の充実

事業所における雇用管理体制の確立を図るために、常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発を促進するとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図るための研修の受講を促進する。

(イ) 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るために、雇入れの主体を明確にすることが必要であり、このため、雇入時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した履入通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する。

(ロ) 雇用の安定化

雇用の安定化を図るために、林業労働者の常用化を進めることが基本であるが、それには、常用化ができる事業量の安定的確保が重要となる。このため、事業量の安定的確保とあいまって常用化を促進する。

(エ) 労働条件の改善

若年者のニーズに対応するとともに、林業労働を魅力あるものとするため、労働時間の短縮を促進する。

また、常用化に併せて社会・労働保険への加入促進が図られるよう制度の普及啓発を促進する。

(オ) 募集・採用の改善

求人に当たっては、的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、求職者へのアピール度を高めるため、支援センターによる委託募集の活用及び合同求人説明会への参加を促進する。なお、必要な労働者の確保を達成するためには、効果的な募集活動と他の雇用管理の改善を併せて行うことが重要である。

日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）及び日常の業務から離れて講義を受ける等により必要な知識、技能又は技術を身につける教育訓練（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）の計画的な実施に努めるよう啓発を促進する。なお、このような措置を講じるに際しても、個別の事業主のみではなく、企業の策定等ノウハウの面で困難な場合もあることから、支援センター等によりカリキュラムの策定や共同教育訓練の実施、習得された技能及び知識の習熟度合いに関する相談及び指導を行うことが重要である。

(イ) 高年齢労働者の活躍の促進
技能の継承を円滑に進めるためにも、高年齢労働者である高年齢者の活躍が不可欠である。このため定年の引上げや継続雇用制度導入等の措置の義務付けについて一層の周知・指導を徹底するとともに、高年齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、安全衛生対策及び新規就業者の技術指導方法の開発等に取り組む。

(ウ) その他の雇用管理の改善
魅力ある職場づくりのため、林業退職金共済制度等中小企業退職金共済制度への加入促進を図るなど、福利厚生の充実等を促進する。
また、林業労働者の職業意欲の向上に資するため、労働者に対する昇進・昇格及び配置のモデルの提示等職業生活の将来設計モデルの明確化に努めることが重要である。

イ 事業の合理化を促進するための措置

(ア) 事業量の安定的確保

事業主が事業の合理化を進めるためには、事業量の安定的確保を図ることが必要である。しかしながら、我が国の私有林の小規模・零細な所有規模では、個々の森林所有者等が単独で効率的な施業を実施することは困難であるため、事業主による施業の集約化を推進することが必要である。

このため、施業意欲が低下している森林所有者等に対し施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータなどを提示しつつ、事業主が積極的に森林施業の実施を働きかけ、また、効率的な施業を実施することができる人材の育成を促進する。

また、国有林野事業は、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努める。

なお、事業量の安定的確保に当たっては、その前提として、林業労働力の確保の促進に関する法律とともに、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第54号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき、川上から川下に至る安定的な木材の供給体制を構築するとともに、木材の需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化に努める。

(イ) 生産性の向上

(ウ) その他の雇用管理の改善
魅力ある職場づくりのため、林業退職金共済制度等中小企業退職金共済制度への加入促進を図るなど、福利厚生の充実等を促進する。

イ 事業の合理化を促進するための措置

(ア) 事業量の安定的確保

事業主が事業の合理化を進めるためには、事業量の安定的確保を図ることが必要である。しかしながら、林家等の林業経営体の大宗は小規模・零細であり、伐採の事業が小規模かつ分散的であること、造林、保育の事業は一定の時期に集中し季節変動が大きいことなどから、事業量の安定的確保を促進するため、森林所有者への森林経営の長期委託等に関する普及啓発、経営の多角化等を通じて事業規模及び事業区域の拡大等を図るための経営指導及び研修並びに事業の広域的な展開のための情報のネットワーク体制の整備を促進する。

また、国有林野事業は、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努める。

なお、事業量の安定的確保に当たっては、その前提として、林業労働力の確保の促進に関する法律とともに、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第54号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき、川上から川下に至る安定的な木材の供給体制を構築するとともに、木材の需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化に努める。

(イ) 生産性の向上

生産性の向上を図るために、高性能林業機械等の普及による森林施業の機械化が不可欠であり、また、この機械化は、生産性の向上に加えて労働強度の軽減、労働安全衛生の確保、労働力確保のためのイメージアップ及び林業への女性の参画にも資するものである。

このため、我が国の地形、経営規模等に一層適応した高性能林業機械の開発及び改良を促進するほか、リース・レンタル体制の整備等林業機械の導入促進措置の実施に加え、地域に適した作業システムの普及定着、林道等の生産基盤の整備等を促進する。

特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備に必要な人材の育成に向けた取組を推進する。

(6) 林業労働者のキャリア形成支援

新規就業者に行なう教育訓練として、森林の多面的機能や森林の整備・保全の重要性等を理解させるとともに、安全な作業方法が習得できるよう、林業就業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得に関する研修を促進する。

次に、一定程度の経験を有する現場管理責任者への教育訓練として、作業システムや路網の設計、生産管理及び林業機械整備等の生産性の向上に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修のほか、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を促進する。

さらに、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練として、利害関係者との合意形成や技術、技能の習得に関する研修を促進する。

このような段階的かつ体系的な教育訓練を通じ、生産性の向上など事業の合理化を図り、能力に応じた所得の確保を促進し、林業労働者の職業生活に対する不安を取り除くとともに、林業労働者が高い意欲と能力を發揮できるよう研修への受講を促進する。

- (2) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置
- 事業主等への新規就業を促進するため、新たに林業に就業しようとする者について、研修、移転等の就業準備に要する資金である林業就業促進資金を貸し付けるとともに、林業及び林業労働者についての啓発、雇用情報の提供体制の整備、支援センターが行なう委託募集の効果的活用、就業に必要な林業技術等に関する研修の実施等の就業に至るまでの一連の支援措置を促進する。
- また、定住促進を図るため、地方公共団体が行なう住宅、教育及び医療等への支援に関する情報の提供を促進する。

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要な事項

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取
- 都道府県知事は、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業を中心とする関係者からの意見を聴取するよう努める。

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要な事項

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取
- 都道府県知事は、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業を中心とする関係者からの意見を聴取するよう努める。

生産性の向上を図るために、高性能林業機械等の普及による森林施業の機械化が不可欠であり、また、この機械化は、生産性の向上に加えて労働强度の軽減、労働安全衛生の確保、労働力確保のためのイメージアップ及び林業への女性の参画にも資するものである。

このため、我が国の地形、経営規模等に一層適応した高性能林業機械の開発及び改良を促進するほか、リース・レンタル体制の整備等林業機械の導入促進措置の実施に加え、地域に適した作業システムの普及定着、林道等の生産基盤の整備等を促進する。

- (6) 基幹的な林業労働者養成
- 基幹的な林業労働者を養成するため、機械化の促進、森林施業技術の高度化及び森林の総合的利用の推進に対応し得る優秀な労働者の育成を目的とする多様な林業労働者研修を促進する。
- また、研修期間の彈力的な設定等を通じて研修の受講を促進する。

- (2) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置
- 事業主等への新規就業を促進するため、新たに林業に就業しようとする者について、研修、移転等の就業準備に要する資金である林業就業促進資金を貸し付けるとともに、林業及び林業労働者についての啓発、雇用情報の提供体制の整備、支援センターが行なう委託募集の効果的活用、就業に必要な林業技術等に関する研修の実施等の就業に至るまでの一連の支援措置を始める。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取
- 都道府県知事は、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業を中心とする関係者からの意見を聴取するよう努める。

(2) 支援センターの業務運営
支援センターの業務の運営に当たっては、その円滑な運営が図られるよう、
国、都道府県はもとより、市町村、森林組合等の関係機関が密接な連携・協力を
行うよう努める。
また、都道府県知事が支援センターを指定するに当たっては、流域管理システムの推進及び利用者の利便性の確保できるよう配慮する。

(2) 支援センターの業務運営
支援センターの業務の運営に当たっては、その円滑な運営が図られるよう、
国、都道府県はもとより、市町村、森林組合等の関係機関が密接な連携・協力を
行うよう努める。
また、都道府県知事が支援センターを指定するに当たっては、流域管理システムの推進及び利用者の利便性の確保できるよう配慮する。

(3) 山村地域の定住条件の整備
新規参入者の定着を図るために、山村地域における定住条件の整備、特に、林业における魅力ある職場づくりに加えて居住環境の整備に努める。

(4) 林業労働者の社会的評価の向上
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に基づく国民の広範な参加による森林整備及び绿化活動の幅広い展開を通じて、森林整備についての国民の理解の向上に努める。
また、広報活動、学校教育等あらゆる機会を通じ、森林・林业が国民生活の維持向上に果たしている多面的な役割及びこれらの方針を支えている林业労働の重要性について国民の関心及び理解を深める。
さらに、森林の多面的機能を發揮させるための森林の整備・保全という国民の負託に応えられるよう、林业労働者のキャリア形成支援を通じ、高い能力と意欲を持った若い手の育成を図ることにより、林业労働の社会的評価の向上に努める。

(5) 林業研究グループや教育機関等による支援の促進
林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林业事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林业研究グループ等が、森林・林业関係学科の高校生や大学生、新規参入者等に対して行う就業体験・林业経営指導、地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。また、高度な林业技術を有する大学をはじめとする教育機関等が事業主や林业労働者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する。

(6) 建設業等異業種との連携促進
森林組合、素材生産業者等の事業主と建設業等の事業主が連携しながら、間伐促進のための路網整備、建設工事における間伐材利用や、地域材を活用した住宅づくりなど用途開拓や需要拡大等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用の創出につながることから、地域の林业と建設業等異業種とが連携した取組を、労働者の職業能力開発、安全と健康の確保等に配慮しつつ、積極的に推進する。